

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行う。(本則関係)
- 2 石油コンビナート等特別防災区域のうち、田原地区及び阿南地区について区域の指定を解除するとともに、名古屋港臨海地区について区域の拡張を行う。(別表関係)
- 3 この政令は、公布の日の翌日から施行する。(附則第一項関係)
- 4 罰則の適用について所要の経過措置を定める。(附則第二項関係)
- 5 広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行う。(附則第三項関係)